

(第7号の1様式)

松山市入札監視委員会 議事概要 (定例会議)

(期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日)

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 開催日時及び場所 | 令和5年11月22日(水) 午前10時00分から | |
| 出席委員の氏名及び職業 | 岡田 陽介(愛媛大学 法文学部 准教授) 横本 恭弘(社会保険労務士法人横本事務所 社会保険労務士) 仁部 祐二(西日本建設業保証株式会社 愛媛支店 支店長) 中田 良子(税理士法人 asitao 税理士) 郡司島 宏美(愛媛大学 大学院理工学研究科 准教授) | |
| 抽出案件 | 総件数5件 | |
| 一般競争入札 | 2件 | (備考) 抽出の考え方 ・入札契約方法別に無作為に案件を抽出。郡司島委員が案件抽出。 |
| 指名競争入札 | 2件 | |
| 随意契約 | 1件 | |
| 委員からの意見・質問と それに対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会意見の内容 | 審議の結果、入札契約過程に問題は認められず、委員からの意見具申なし。 | |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>議題2 市発注建設工事の抽出案件の審議について</p> <p>【一般競争入札】</p> <p>土居町（市道石井361号線）舗装修繕工事</p> <p>・失格業者が多い理由は何でしょうか。</p> <p>・昨今資材価格が高騰している状況ですが、どの時点の積算単価をベースに予定価格を設定されていますか。</p> <p>・辞退の具体的な理由は何ですか。また、辞業者に何かペナルティがありますか。</p> | <p>・この案件は、最低制限価格を設定している案件で、最低制限価格はそれを下回った入札は失格になるという基準の価格です。特にこの舗装工事は、公表している積算の単価等を各業者が研究しており、最低制限価格に近いところで入札する業者が多くなっており、結果、失格者が多くなったということです。</p> <p>・発注の直近のものを使って積算しています。</p> <p>・辞退理由は業者から聞き取りしていないためわかりませんが、おそらく手持ち工事の状況、配置予定技術者の状況、履行場所、採算性などを考慮した上で辞退されていると思います。辞退によってペナルティはありません。</p> |
| <p>震対5基幹5号市之井手系導水管不断水弁設置工事</p> <p>入札参加条件を満たしている業者は何者いましたか。</p> | <p>・約30者です。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>・失格した理由が、配置予定技術者が他工事と兼務していたとのことですが、この低入札調査を実施して落札した場合の落札要件が、今後発注する同種工事の入札成立に影響を与えないのでしょうか。</p> <p>・入札参加した業者は、入札制度上、低入札で落札した場合は、配置技術者を専任で配置しないといけないことをご存知だと思うのですが、どうして配置技術者を兼務させたのでしょうか。</p> <p>・施工実績について「過去 15 年以内に元請として 1 件の請負金額は 5,000 万以上」というのは、市で決めているルールがあるのでしょうか。</p> | <p>・水道管の老朽化により、今後数十年は随時更新していかなければなりません。そのような中、業者には水道工事に必要な技術者を積極的に雇用していただくようお願いするとともに、発注者側としては、工事の受注状況を見ながら、発注の平準化を図っていきたいと思います。</p> <p>・設計金額 5,000 万円以上の案件は調査基準価格を採用しており、入札当日にランダム係数をかけて、調査基準価格を決定します。失格となった業者は、入札価格が調査基準価格を下回ることを想定していなかったため、配置技術者の兼務を予定していたのだと思われます。</p> <p>・15 年は制度上決めています。国通知「一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和」で、施工実績は 15 年以内とされていることから、国と同様に 15 年としています。</p> <p>また、5,000 万円以上という条件については、通常、施工実績は予定価格の半分程度の金額を設定していますが、案件によっては、ある一定以上の金額になると 5,000 万円を上限として設定しています。</p> |
| <p>【指名競争入札】 北久米児童クラブ室長寿命化改修空調工事</p> <p>・指名業者は、指名された選定理由を知っていますか。</p> | <p>・入札の終了後、入札執行表を公開していますが、この入札執行表に工種、格付、所在区分、施工実績等の指名業者の選定理由を示していますので、指名業者が選定理由を知る</p> |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・履行場所によっては、その地区で指名する業者がないという場合も出てくると思いますが、所在地区分は案件によって融通を利かせているのですか。 ・指名業者は競争性を高めるために何者ぐらい指名していますか。 | <p>ことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区によって業者数が違いますので、発注する地区によって、競争性が確保できる業者数まで選定地区を広げています。工種によっては市内全域の業者から選定するというような場合もあります。 ・指名業者数は、今回の案件が設計金額 500 万円以上になりますので、基準では 5 者以上指名することになっています。また、これまでの入札結果等で、例えば辞退が多い可能性があるなどを考慮して、ある程度競争性が図れる参加者数が見込めるように指名業者を選定しています。 |
| <p>施設 5 修繕 5 号城北水源地送水ポンプ分解整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約課の指名競争入札案件の指名業者数は 10 者ですが、この案件の指名業者数は 9 者と切りが悪い数となっているのはなぜでしょうか。 ・対象業者はどの程度いましたか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・機械器具設置工事の実績を有する市内業者は多くありません。ある程度実績がある業者から 9 者指名しています。 ・約 24 者の対象事業者がいます。その中から、過去の施工実績や、これまでの応札や辞退の入札状況を踏まえて指名しています。 |
| <p>【随意契約】 北条第 2 雨水排水ポンプ場ほか 1 場計装盤ほか機能増設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元々施工した業者がなくなっているケースもあると思いますが、その場合はどのように | <ul style="list-style-type: none"> ・業種によって違うかもしれませんが、専門性が高く、インフラ的な要素が大きいような |

されますか。

部門がもしなくなった場合は、同種の工事を
されている別の業者がその部門を引き継ぐ
と思います。もし他の業者が対応できない場
合は更新することになり、新たに競争入札す
ることになると思います。